

[事案 30-123] 入院・手術給付金支払請求

・平成 30 年 11 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始日前の発病であるとして給付金が不支払いとなったことを不服として、入院給付金および手術給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

漏斗胸の治療のために入院し手術を受けたので、平成 28 年に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始日後に発症した疾病ではないとの理由で支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金および手術給付金ならびにこれらの延滞金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は幼少期から胸郭の変形があり、健康診断の都度相談したが、「大丈夫」と言われ、検査を勧められなかった。被保険者は今回受けた検査で初めて病名を認識した。
- (2)保険会社の給付金不支払いについての理由が次々と変わっている。

<保険会社の主張>

本契約の給付金は、責任開始期以後に発病した疾病を原因とすることが支払要件となっているが、本入院・手術の原因となった漏斗胸は本契約の責任開始期以後に発病した疾病ではないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、責任開始日以後に生じた原因による保険事故を支払対象とする旨の約款の規定は契約者・被保険者に疾病の認識がない場合であっても適用されるところ、被保険者は責任開始日以前に漏斗胸に罹患していたことから保険会社が給付金を支払うべきとは認められず、保険会社の給付金不支払いの理由が次々と変わっている事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。